

令和2年度「監事監査報告書」

令和3年5月13日

学校法人身延山学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人身延山学園

監事 吉 田 永 正 ⑩

監事 小 林 欣 一 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人身延山学園寄附行為第21条の規程に基づき、学校法人身延山学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）の本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、常勤理事会、評議員会、教授会その他重要な会議に出席するほか、役職員や各部署等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について把握するよう努めました。

本年は、専務理事、法人事務局長、仏教学部長、附属図書館長、国際日蓮学研究所長、高等学校長、情報管理室担当者にヒアリングを行い、ガバナンス体制や職務執行状況等について、確認しました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び重要事項についての説明を受けて意見交換をし、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄はなく、建学の精神に立ってすぐれた教育を実践するために、妥当で有効な運営が行われていると認めます。
- (2) 法人の財産の状況に関しては、報告されている資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は適正であり、法令及び寄附行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正確に示していると認めます。
- (3) 理事の業務執行に関しては、上記(1)及び(2)を踏まえ適正に行われていると認めます。

以上